



第 1 回宇都宮市水道料金等審議会 ～宇都宮市水道料金等審議会について～

1 設置根拠と組織

■設置の根拠

- ・ 宇都宮市水道料金等審議会（以下「審議会」）は、「宇都宮市附属機関に関する条例」に定められている附属機関
- ・ 組織及び運営についての必要な事項については、「宇都宮市水道料金等審議会規則（以下「審議会規則」）」にて定められている。

■組織

- ・ 審議会は、規則第2条にて「17人以内で市長が別に定める数の委員をもつて組織」とされており、別添名簿のとおり16名で構成

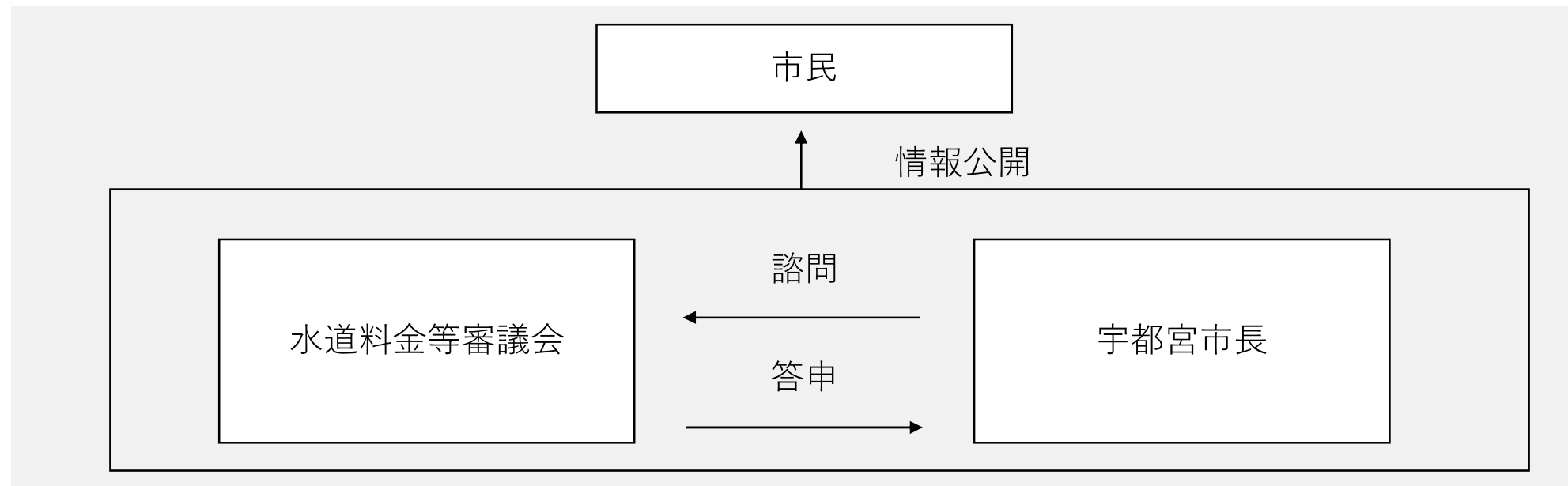
2 審議会の役割

■審議会の役割

- ・ 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する（条例第2条）

○担当事務

- ・ 水道料金並びに公共下水道、農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設に係る使用料の改定に関する事項を調査審議すること。



3 審議会の運営

■ 宇都宮市水道料金等審議会規則（抄）

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の運営

■ 附属機関等の会議の公開に関する要領（抄）

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 設置の背景

■設置の背景

- ・ 上下水道事業会計は、事業費のほとんどを料金収入でまかなっているが、直近の水需要などを踏まえると、料金収入は減少傾向が継続している一方で、物価高騰や人件費の上昇、激甚災害への対応などにより、施設の更新及び耐震化に係る事業費は増加していく見通しである。
- ・ 上記を踏まえ、持続可能な経営基盤の確保に向け、長期的な視点で適正な料金のあり方を検証するもの。

令和6年度 宇都宮市上下水道事業懇話会から、以下3点にかかる意見書を受領

1. 上下水道事業の着実な推進
2. 安定経営に向けた財源の確保
3. 水道及び下水道利用者の理解促進



宇都宮市水道料金等審議会を設置

【参考】上下水道事業懇話会からの意見書（R7.2.18）

1. 上下水道事業の着実な推進

上下水道事業は経費負担区分に基づく独立採算事業として、主に水道料金及び下水道使用料収入によって運営することが原則とされていますが、宇都宮市の給水人口及び使用水量は、近年の人口減少や節水機器の普及等の影響により減少傾向が続いており、収益の安定的確保が難しくなってきています。

このような状況においては、飲用促進など収益の確保に向けた取組や業務の効率化等による支出の抑制など、引き続き事業の適正化を図ることが重要であるとともに、安定給水及び適正処理を維持していくため、施設等の老朽化対策や耐震化などの投資を適切に行い、国等の動向も注視しながら、上下水道事業を着実に推進していく必要があります。

2. 安定経営に向けた財源の確保

まもなく、宇都宮市の水道事業は給水開始から110年、下水道事業は処理開始から60年となり、施設の多くが順次更新時期を迎えることに加え、激甚災害への対応として耐震化も必須となっており、更新等の費用が増大していく見込みとなっています。さらに、近年の労務単価の上昇や資材価格の高騰等の影響もあり、財源の確保は喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、引き続き、国等からの補助金などの積極的な確保や企業債の効果的な活用に努めるとともに、中長期の収支見通しをさらに精査し、その結果を基に、上下水道事業の将来を見据えた財源及び料金のあり方等について、市民・利用者への影響に配慮しつつ、早急に検討する必要があります。

3. 水道及び下水道利用者の理解促進

現在、おいしい水のPRや上下水道事業の理解促進に向けて、積極的な広報活動が行われていますが、将来にわたる経営の安定に向け、市民・利用者が「わがまちの上下水道事業を支える」という意識を育んでいくことが重要であると考えます。

そのためには、市民・利用者一人ひとりの声を聴きながら、経営状態や実施事業、上下水道の安全性などについて、より一層分かりやすく具体的に説明するなど、双方向のコミュニケーションを図ることによって、上下水道事業への理解と協働を促進していく必要があります。

宇都宮市水道料金等審議会規則（抄）

昭和46年 6 月23日

規則第45号

（趣旨）

第1条 この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例（昭和42年条例第1号）第3条の規定に基づき、宇都宮市水道料金等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、17人以内で市長が別に定める数の委員をもつて組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の特例）

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を審議会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合

において、同条第2項中「審議会は」とあるのは「審議会の審議は」と、
「出席しなければ、開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道局経営企画課において処理する。

(会議の運営等の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

宇都宮市附属機関に関する条例（抄）

昭和 42 年 1 月 7 日
条例第 1 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担回事務）

第 2 条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担任する事務は、同表の当該右欄に定めるところとする。

（委任）

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	宇都宮市水道料金等審議会	市長の諮問に応じ、水道料金並びに公共下水道，農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設に係る使用料の改定に関する事項を調査審議すること。

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関，規則又は要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開又は非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、法令、国又は県の指針等に別段の定めがある場合又は会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。